

# IT点呼の概要

輸送の安全及び旅客の利便の確保について優良と認められる旅客自動車運送事業者の営業所について、営業所-車庫間でのIT点呼の実施を認めることとする。

## 現行

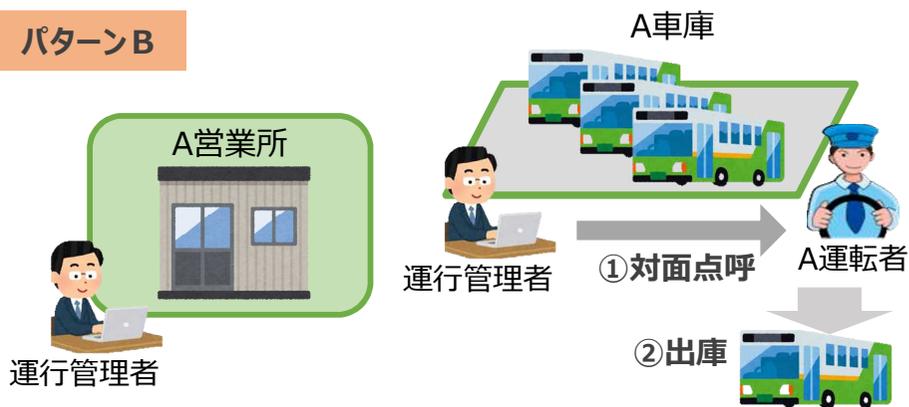
- 営業所ごとに車両数に応じた人数の運行管理者の選任と、運行管理者による乗務前後の対面点呼を義務付けている

### パターンA



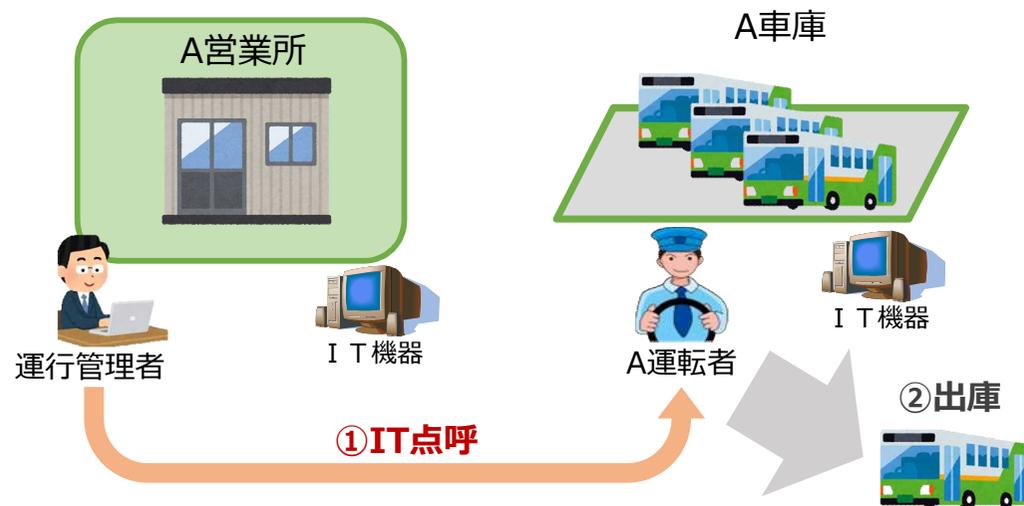
- ① 運転者は車庫で事業用自動車の日常点検を実施し、
- ② 営業所において運行管理者から対面点呼を受け、アルコールチェックや日常点検の実施の報告を行った上で、
- ③ 車庫から出庫

### パターンB



対面点呼を行うため、車庫にも運行管理者等の人員を配置している

## 見直し後



- 以下の要件を満たす営業所においては、**営業所-車庫間でIT点呼**を行うことを可能とする

- ✓ 開設してから3年を経過していること
- ✓ 過去3年間自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと
- ✓ 過去3年間行政処分又は警告を受けていないこと